

平成29年10月4日開会  
(第2回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第2回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成29年10月4日(水)
- 2 開会日時及び場所  
平成29年10月4日(水) 午後4時00分  
雲仙市役所本庁舎別館 防災対策室1・2
- 3 閉会日時 平成29年10月4日(水) 午後4時21分
- 4 委員氏名

(1)出席者(28名)

2番 三浦 憲二	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	6番 中川 實美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
12番 宮本 俊治	13番 井上 茂	14番 吉田 良一	15番 平野 利光
16番 森崎 茂徳	17番 草野 英治	18番 内田 弘幸	19番 東 康敬
20番 岩永 篤	22番 徳永 玉義	23番 池田 兼三	25番 峯 辰志
27番 大久保信一	28番 田浦 則利	29番 熊辻 篤	31番 松尾 茂敏
33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	35番 小筏 正治	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(6名)

1番 水口 正好	5番 松永 一	7番 渡辺 勝美	21番 鶴崎 進
24番 草野 定	32番 鵜殿 徳康		

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	増富 浩彦
主査	篠田 純市
国見総合支所主査	村里 英洋
瑞穂総合支所課長補佐	内田 啓輔
愛野総合支所参事補	田中 将吾
千々石総合支所主事補	松村 海里
小浜総合支所主事	馬場 教彰

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第3号 雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則  
(案) について

## 7 会議の要領及び議決事項

---

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（江口 秀司君） 定刻になりました。本日の出席委員数は 34 名中 28 名で、農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定による過半数に達しておりますので、総会は成り立ちます。会長に開会をお願いいたします。

○議長（川内 幸徳君） 皆さん、こんにちは。雨ばかりで仕事がさばけない中、貴重な 1 日ですが、本日はご出席をいただきありがとうございます。また、農地部会の方は続けてでおつかれさまです。

ただいまから、平成 29 年第 2 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 3 号、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）についてを付議します。

付議する理由としまして、平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律が改正され、雲仙市では平成 30 年 8 月 1 日から新体制へ移行されます。

農業委員の選出方法が公職選挙法から市長が市議会の同意を得て任命する方法に変わります。それに伴い、農地利用最適化推進委員が新設されることとなりました。

推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員会で委嘱することになります。

委員会は委嘱にあたってあらかじめ区域を定め、地域の農業者、農業団体等に候補者の推薦を求め公募も行います。

この規則は平成 29 年雲仙市条例第 27 号に基づき、法令に規定するものの外、必要な事項を定めることを目的としております。

委員皆様の協力方よろしくをお願いいたします。

なお、議事進行上発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は、電源を切っていただくか、音がしないようにご協力をお願いいたします。これより議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は雲仙市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定により、15 番・平野利光委員、16 番・森崎茂徳委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 3 号、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）についてを議題といたします。事務局の報告を求めます。

○主査（篠田 純市君） 議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第3号、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）について次のとおり、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）について、総会の議決を求める。平成29年10月4日提出。雲仙市農業委員会会長、川内幸徳。

内容につきましては、担当より説明いたします。

○参事（増富 浩彦君） 議案書の3ページをご覧ください。

<議案第3号読み上げ>

雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）雲仙市農業委員会規則第 号、今は空いていますが、ここに番号が入ることになります。会長のあいさつでもあったように、農業委員会で農地利用最適化推進委員の定数条例に基づきまして、推進委員さんの選任手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とするために規則を定めなければ進みませんので、今日は総会で規則の承認をいただきたいと思い上程しています。1条から読み上げますので、よろしくをお願いします。

目的、第1条この規則は、雲仙市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年雲仙市条例第27号）に基づき、雲仙市農業委員会（が行う農地利用最適化推進委員の選任手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

推薦及び募集、第2条農業委員会等に関する法律第19条の規定による推薦及び募集の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、委員会は、次項に定める区域を単位として候補者の推薦を求め、及び推進委員になろうとする者を募集するものとする。

（1）農業者等からの推薦（2）団体等からの推薦（3）一般募集

大きな2としまして、法第17条第2項の規定により定める各推進委員が担当する区域は、次の表の左欄に掲げる地区とし、当該区域を担当する推進委員の定数は、それぞれ同表の右欄に掲げる人数とする。下の表のとおりとなっております。

地区名	地区の詳細	定数
国見	神代（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛） 土黒（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚） 多比良（甲、乙、丙、丁、戊）	6人
瑞穂	西郷（甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛） 伊福（甲、乙） 瑞穂町古部（甲、乙）	4人

吾妻	本村名、木場名、平江名 古城名、田之平名、大木場名 牛口名、馬場名、永中名 栗林名、布江名、川床名 阿母名	5人
愛野	甲、乙	2人
千々石	甲、乙 丙 丁、戊、己 庚	4人
小浜町	大亀、山畑、雲仙 飛子 金浜、木場、南木指、北木指 南本町、北本町 北野、富津	5人
南串山	甲、乙 丙	3人

推薦及び応募の資格、第3条 推進委員の候補者として推薦を受けることができる者及び一般募集に応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有する者で、推進委員を委嘱する日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市に住所を有すること。ただし、委員会が特に認める場合にあつては、この限りでない。
- (2) 市が設置する他の附属機関等の委員でないこと。ただし、当該附属機関等において兼務が禁止されていない場合は、この限りでない。
- (3) 次のいずれにも該当しない者
  - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (ウ) 雲仙市暴力団排除条例（平成24年雲仙市条例第18号）第2条第2号の暴力団員又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

（推薦及び募集の周知）

第4条 委員会は、推進委員の候補者の推薦及び募集に当たっては、次に掲げる方法により市内の

農業者等、団体等その他の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 農業委員会だよりへの掲載
- (2) 市掲示板への掲示
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める方法  
(推薦手続等)

第5条 第2条第1項第1号の規定による農業者等からの推薦は、3人以上の農業者等が代表者を定めて文書により行うものとする。この場合において、当該推薦は、全ての農業者等の連名でなければならない。

2 第2条第1項第2号の規定による団体等からの推薦は、当該団体等の代表者が文書により行うものとする。

3 前2項に規定する文書は、次に掲げる事項を記載した農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書(様式第1号)とし、農地利用最適化推進委員候補者推薦届出承諾書(様式第2号)及び宣誓書(様式第3号)を添付して、委員会に提出しなければならない。

- (1) 推薦する区域の地区名
- (2) 推薦する者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦する者が法人又は団体等である場合は、その名称、所在地、目的、代表者等の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦する者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦する者が当該推薦を受ける者について雲仙市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別  
(応募手続等)

第6条 第2条第1項第3号の規定による一般募集に対する応募は、当該応募をしようとする本人が文書により行うものとする。

2 前項に規定する文書は、次に掲げる事項を記載した農地利用最適化推進委員候補者応募届出書(様式第4号)とし、宣誓書(様式第3号)を添付して、委員会に提出しなければならない。

- (1) 応募する区域の地区名
- (2) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 応募の理由
- (4) 応募する者が農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別  
(推薦及び募集の期間)

第7条 前2条の規定による推薦及び募集の期間は、おおむね1箇月とする。この場合において、

雲仙市の休日を定める条例（平成17年雲仙市条例第2号）第2条に規定する期限の特例を適用する。

（推薦及び募集方法等の公表）

第8条 委員会は、推薦及び募集に係る書面の提出方法、推薦及び募集の期間その他必要な事項について、市のホームページ等において適宜公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を推薦及び募集期間の中間及び期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

（1） 第5条第3項各号に規定する事項（同項第2号及び第4号に規定する住所並びに同項第3号に規定する所在地を除く。）

（2） 第6条第2項各号に規定する事項（同項第2号に規定する住所を除く。）

（3） 推薦を受けた者の数及び応募した者の数

（推進委員の委嘱）

第9条 委員会は、その総会において、第5条第1項又は第2項の規定による推薦を受けた者及び第6条第1項の規定による応募をした者のうちから、農業委員の合議によって推進委員を決定し、委嘱するものとする。

（推進委員の補充）

第10条 委員会は、解嘱、失職及び辞任によって推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続により、速やかに推進委員を補充するよう努めなければならない。

2 委員会は、第2条第2項に規定する区域ごとに、当該区域を担当する推進委員が全てなくなったときは、この規則に定める手続により、速やかに推進委員を補充しなければならない。

（その他）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○議長（川内 幸徳君） 議案第3号につきましては、ただいまの報告のとおりです。これより議案第3号について、疑義を行います。本案件について何か意見・質疑等はありませんか。

○委員（18番 内田 弘幸君） 5ページの第10条第2項の「当該区域を担当する推進委員が全てなくなったときは」とあるが、全てというのは吾妻の場合は5名中5名がいなくなった時か。

○参事（増富 浩彦君） そうです。そういう考えを持ってもらってかまわないと思います。

○委員（18番 内田 弘幸君） 5名全員がいなくなったときに初めて補充をするということか。1名欠員の時点では補充しない。

○事務局長（江口 秀司君） これは「しなければならない」という文言になっています。1人欠けたから補充することはやぶさかではないんですけれども、決め事として、もう絶対0になったらやるんだよと、要は補充します。じゃあ1人欠けたらしたらどうするのと、それはもう随時やっていきますけれども、ただ、1人、2人欠員の状態でしばらく様子を見ようかという状態がある場合には、すぐという、速やかにという考え方じゃないんですけれども、0になったらせんといかんという考え方。しなければならないという強い意味での言葉になります。

○委員（18番 内田 弘幸君） もし、吾妻の場合5人となってるんですけど、3人欠けた時には補充しなくてもいいということですかね。しなくても良いというか、せんならせんでもいいと。

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員の規則では補充を速やかにすることに努めるという文言を入れています。ただ、推進委員にはそこまでは入れていないんですけれども、入れるとすれば、欠員が生じた場合には速やかに努めるという文言を入れても良いんですけれども、0になったら地区で推進活動が出来なくなるものですから、その場合は絶対にしなければいけないという意味合いで、しなければならないという言葉で締めくくっているだけということ。それは速やかに、ちょっと困るから補充しようかということで、そこは出来ますので、一人欠けたからといって補充しないということではないということ。

○委員（19番 東 康敬君） 今の質問に関連することですけれども、例えば補充する場合にはこの方式でやっていかないといけないのか、それとも農業委員が適任者を見つけて、補充しているものなのか。

○事務局長（江口 秀司君） 同じ方法で補充するという形になります。推薦は推薦として、地元で動いてもらいながら、公募は同じような形でかけて、1人足りないから、また募集をかけますというのはみんなに知らせていくという形になります。

○委員（35番 小筏 正治君） どこの地区の皆さん方も推進委員のお願いに回らないといけないんですけれども、推進委員にお願いしますと回った人が、わかりましたと、良い返事もらった場合、それはまだ決定ではないわけですね。後ほど審査があって、決まるわけですけど。お願いに行ったりする方法と、また、個人的に応募する人と、いろいろいらっしゃると思うわけですけど、皆さん方が推進委員にお願いしますと行って、わかりましたと承諾を得ていた人が審査で落ちたとなると困る。どういう風な審査になるのか

○事務局長（江口 秀司君） 次のその他の事項で審査要領の話をするので、細部についてはこちらで説明いたします。

○委員（10番 横田 晴喜） 団体等からの推薦とありますが、この団体とはどの程度の団体ですか。私も現在農協からの推薦ということで農業委員をしているが、この辺はどの程度の団体を

考えているのか。

○事務局長（江口 秀司君） 今もあります農協、共済組合、土地改良区については、今でも推薦がなされて今の農業委員会が形成されております。わかりやすく言えばこういう大きな団体を指します。他の団体といえば商工会など、大きな団体、ほかの人たちからも認められるような団体、そういう風な団体という形になります。もし、これは団体なのかという疑義が出た場合は随時、団体扱いになるのかというのは検討しなければならない。

○委員（10番 横田 晴喜） この文言では団体からの推薦も認めるような文言になっているわけですので、土地改良区とかも推薦をすれば、それは良いんですね。

○事務局長（江口 秀司君） そういう意味合いです。

○委員（10番 横田 晴喜） 分かりました。

○議長（川内 幸徳君） 他にご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ご質疑ないようですので、議案第3号についてお諮りいたします。議案第3号、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）について、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（案）は、原案どおり決定いたします。お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（川内 幸徳君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の総会の日程はすべて終了しました。これをもちまして、平成29年第2回雲仙市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後4時21分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月4日

議 長

署名委員

署名委員